

平成 27 年度

監 査 概 要

盛岡市監査委員

ま え が き

本書は、平成 27 年度において、盛岡市監査委員が実施した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査（工事監査を含む。）、同条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査、法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求監査、法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月現金出納検査、法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項の規定に基づく決算審査、法第 241 条第 5 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項に基づく基金の運用状況審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「地方財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく財政健全化審査及び地方財政健全化法第 22 条第 1 項の規定に基づく経営健全化審査について、それぞれその概要を掲げたものである。

また、盛岡市包括外部監査人が実施した法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査に係る監査委員関係事務についてもその概要を併せて掲げたものである。

平成 28 年 3 月

盛岡市監査委員

目 次

平成 27 年度盛岡市監査等年間実績	1
定期監査（工事監査を除く。）	
第 1 監査の実施	2
第 2 監査の実施期間	2
第 3 監査の範囲	2
第 4 監査の方針	2
第 5 監査の方法	2
第 6 監査の対象	2
第 7 監査結果の区分	4
第 8 監査結果	5
第 9 監査結果の概要	7
1 市長公室	7
2 総務部	7
3 財政部	7
4 市民部	8
5 環境部	8
6 保健福祉部	9
7 保健所	9
8 商工観光部	10
9 農林部	10
10 建設部	11
11 都市整備部	11
12 玉山総合事務所	12
13 国体推進局	13
14 上下水道局	14
15 市立病院事務局	14
16 教育委員会事務局	15
17 教育機関	16
19 公平委員会事務局	17
19 農業委員会事務局	17
平成 27 年度重点項目の監査結果概要について	18

定期監査（工事監査）

第1	監査の対象	-----	21
第2	監査の実施期間	-----	22
第3	監査の方針	-----	23
第4	監査の方法	-----	23
第5	監査結果	-----	23
財政援助団体等監査			
第1	監査の対象	-----	24
第2	監査の実施期間	-----	24
第3	監査の範囲	-----	25
第4	監査の方法	-----	25
第5	監査結果	-----	25
	住民監査請求監査	-----	34
例月現金出納検査			
第1	検査の対象	-----	35
第2	検査の実施日	-----	35
第3	検査の方針	-----	35
第4	検査の方法	-----	35
第5	検査結果	-----	35
決算審査及び基金運用状況審査			
	一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況	-----	37
	水道事業会計決算, 下水道事業会計決算及び基金の運用状況, 病院事業会計決算	-----	39
地方財政健全化法審査			
	財政健全化審査	-----	41
	経営健全化審査	-----	42
	包括外部監査	-----	43
	資料	-----	45

平成27年度盛岡市監査等年間実績

区分 (種別)	根 拠 (条 項)	監 査 対 象 (対象部・課等)	実 施 時 期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期 監 査	地方自治法 第199条第4項	市長内部部局, 行政機関, 議会及び各委員会事務 局, 上下水道局, 病院, 公 の施設	←	→				←	→			↔		
		教育委員会事務局, 教育機関					↔				↔			
監工 査事	(同上)	請負工事										↔		
団財 体政 等援 監査 助	地方自治法 第199条第7項	財政援助団体 出資団体 公の施設指定管理者											↔	
決 算 審 査	地方自治法 第233条第2項 第241条第5項 地方公営企業法 第30条第2項	一般会計決算 特別会計決算 各基金の運用状況					↔							
		水道事業会計決算 下水道事業会計決算 病院事業会計決算 基金の運用状況				↔								
全地 化方 法財 審政 査健	地方財政健全化法 第3条第1項 第22条第1項	一般会計, 特別会計, 水道 事業会計, 下水道事業会 計, 病院事業会計等					↔							
現金 出納 検査	地方自治法 第235条の2第1 項	会計課, 上下水道局, 病院	4 月 24 日	5 月 26 日	7 月 1 日	7 月 28 日	8 月 25 日	9 月 30 日	10 月 29 日	11 月 27 日	12 月 25 日	1 月 27 日	2 月 26 日	3 月 28 日

定期監査（工事監査を除く。）

第1 監査の実施

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき毎年度実施する監査である。また、定期監査に併せて同条第2項の規定に基づき、財務に関する事務以外の事務の執行についても監査の対象とした。

第2 監査の実施期間

平成27年4月8日から平成28年1月18日まで

第3 監査の範囲

平成26年度の事務の執行及び経営に係る事業の管理

第4 監査の方針

予算の執行は、それぞれの予算議決の趣旨に沿い、関係法令に従って執行されているか、計数に誤りがないか、収入事務、支出事務、その他の財務に関する事務は、財務規則等に照らし適正に処理されているか、経営に係る事業の管理及びその他の行政の運営や事務処理の手続等が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかの点検確認に主眼を置いて実施した。

第5 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成27年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48盛監発第24号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第6 監査の対象

定期監査の対象は全機関である。うち、実地監査対象課等は、おおむね隔年（教育機関等については3年おき）に実施することを基本としており、本年度は全機関238課等のうち94課等を対象とし、次のとおり実地監査を実施した。なお、平成27年度に改組された行政組織の一部については、引継ぎを受けた課等において監査を実施した。

【 実地監査対象課等 】

1 市長公室	企画調整課, 行政経営課, 国際リニアコライダー推進事務局
2 総務部	危機管理防災課, 消防対策室, 管財課, 財産活用推進室
3 財政部	財政課, 契約検査課, 工事指導検査室, 岩手県競馬組合経営改善 対策事務局, 資産管理活用事務局
4 市民部	市民登録課, 健康保険課, スポーツ推進課, 消費生活センター, 少年センター, 繫支所, 飯岡出張所, 飯岡体育館
5 環境部	資源循環推進課, クリーンセンター
6 保健福祉部 (保育園)	地域福祉課, 障がい福祉課, 生活福祉第一課, 生活福祉第二課 きたくり保育園, さくらがおか保育園, うえだ保育園, 手代森保 育園, 東見前保育園
7 保健所	企画総務課, 生活衛生課
8 商工観光部	観光課, 東京事務所
9 農林部	農政課, 飯岡農業構造改善センター
10 建設部	交通政策課, 用地課, 建築住宅課
11 都市整備部	公園みどり課, 建築指導課
12 玉山総合事務所	税務住民課, 産業振興課, 蕨川出張所, 渋民勤労者研修センター
13 国体推進局	企画総務課, 競技運営課
14 上下水道局	総務課, 経営企画課, 給排水課, 水道建設課, 水道維持課, 浄水 課, 下水道整備課, 下水道施設管理課, 玉山事務所
15 市立病院事務局	総務課, 医事課
16 教育委員会事務局	学務教職員課, 学校教育課, 歴史文化課
17 教育機関 (小学校)	上田公民館, 飯岡地区公民館, 蕨川地区公民館, 都南図書館, 渋 民図書館, 玉山歴史民俗資料館 仁王小学校, 城南小学校, 桜城小学校, 厨川小学校, 太田東小学 校, 繫小学校, 大新小学校, 高松小学校, 東松園小学校, 津志田 小学校, 見前南小学校, 都南東小学校, 北松園小学校, 渋民小学 校
(中学校)	黒石野中学校, 繫中学校, 城西中学校, 城東中学校, 北陵中学校, 見前南中学校, 北松園中学校
(幼稚園)	米内幼稚園, つなぎ幼稚園
18 公平委員会事務局	
19 農業委員会事務局	

第7 監査結果の区分

監査の結果は、事務の執行及び経営に係る事業の管理を適正に行う上からは是正又は留意、改善を求める事項について、指摘及び注意に区分するものとする。

1 指摘事項

適用

- (1) 法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に重大な違反があるもの
- (2) 故意又は重大な過失によるもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- (5) 著しく非効率的なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- (6) 公金の支出に適正を欠くもの
- (7) 財産管理に適正を欠くもの
- (8) 当該事項が事務処理の方法に起因し、今後においても発生するおそれがあるもの
- (9) 単独の事項としては指摘に至らないが、関連事項を総合的に判断すると指摘すべきもの
- (10) 前回注意とされた事項及び同種の行為について、措置、是正又は改善されていないもの
- (11) 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

処置

- (1) 監査の結果として正規に決定し、長等への報告、公表を行うほか、措置状況通知書の提出を求めるものとする。
- (2) 措置状況が通知された場合は、公表を行うものとする。

2 注意事項

適用

(1) 一般注意事項

指摘事項、口頭注意事項以外のもので、事務処理方法等に是正又は留意、改善を要すると認められるもの

(2) 口頭注意事項

事務処理方法等に是正又は留意、改善を要すると認められるが、軽微であり、他に影響を及ぼさず、かつ件数が多くないもの

処置

- (1) 監査の結果として正規に決定し、長等への報告、公表を行うほか、措置状況通知書の

提出を求めるものとする。ただし、口頭注意事項については、予備調査時における事務局職員からの注意に止めるものとする。

(2) 措置状況が通知された場合は、公表を行うものとする。

第8 監査結果

監査の結果、事務の執行及び経営に係る事業の管理は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、指摘及び注意事項が見られた（別表及び「第9 監査結果の概要」のとおり）。

(別表)

指摘事項・注意事項一覧

	指 摘 事 項		注 意 事 項		合 計				主 な 事 例 内 容 (27 年 度)
	27 年 度	26 年 度	27 年 度	26 年 度	27 年 度		26 年 度		
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(%)	(件)	(%)	
共 通 的 事 項	15	11	15	8	30	30.3	19	22.6	決裁漏れ, 日当未支給 等
収 入 事 務	14	7	3	0	17	17.2	7	8.3	
使用料	10	5	1	0	11		5		許可時の未徴収, 算定誤り 等
手数料	2	1	0	0	2		1		未徴収
その他	2	1	2	0	4		1		減免手続の不適正 等
市 税	0	1	0	0	0	-	1	1.2	
支 出 事 務	8	9	0	0	8	8.1	9	10.7	
補助金	2	5	0	0	2		5		未精算
報酬, 給料, 手当等	1	3	0	0	1		3		
単価契約	0	1	0	0	0		1		
その他	5	0	0	0	5		0		検収遅滞, 対象外の被服貸与 等
契 約 事 務	21	12	13	25	34	34.3	37	44.0	
業務委託	14	4	5	18	19		22		未承認の第三者委託, 無効見積書 による見積, 分割発注 等
物品購入	1	4	1	0	2		4		分割発注, 無効見積書による契約
工事請負	0	1	0	0	0		1		
指定管理	3	0	5	7	8		7		未承認の第三者委託, 未報告 等
その他	3	3	2	0	5		3		分割発注, 未承認の第三者委託 等
財 産 管 理 事 務	1	8	9	3	10	10.1	11	13.1	
備品	0	8	9	3	9		11		台帳と現物の不一致 等
その他	1	0	0	0	1		0		
合 計 (件)	59	48	40	36	99	100.0	84	100.0	
(%)	59.6	57.1	40.4	42.9	100.0		100.0		

第9 監査結果の概要

1 市長公室

企画調整課

【指摘事項】

- 1 行政財産の使用許可に当たり、決裁権者の決裁及び総務部長の合議を得ず、並びに使用料の徴収をしていなかった事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 総務部

管財課

【指摘事項】

- 1 市有地の賃貸借変更契約に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 市有地の賃貸借契約に当たり、契約の解除に係る合意書が相手方に渡されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

消防対策室

【指摘事項】

- 1 コミュニティ防災センターの使用許可に当たり、使用許可書の交付及び許可の際に使用料の徴収をしていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託契約の実施に当たり、設計書と異なる価格を予定価格としている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 業務委託契約に当たり、無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 補助金交付契約の締結に当たり、契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 支出負担行為の決裁に当たり、代決権者の代決を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

3 財政部

指摘事項及び注意事項なし。

4 市民部

健康保険課

【注意事項】

- 1 支出負担行為の決裁に当たり、代決権者の代決を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - (2) 備品台帳に記載のない備品

飯岡出張所

【指摘事項】

- 1 印鑑登録証明手数料の取扱事務に当たり、納入通知書（兼領収証書）に指定金融機関の領収日付印の押印が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

スポーツ推進課

【指摘事項】

- 1 行政財産の使用料の算定に当たり、端数処理に不適正な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 学校施設開放の使用料の徴収に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 行政財産の使用の許可に当たり、総務部長の合議を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

5 環境部

資源循環推進課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付に当たり、精算が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 資源物売払代金の収入調定に当たり、代金算定のための確認書類が作成されていない事例

が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- 2 資源物売払の売買契約に当たり、契約単位と計測単位が一致していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

クリーンセンター

【指摘事項】

- 1 行政財産の使用料の算定に当たり、誤った積算方法により使用料を算出している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 修繕請負契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

6 保健福祉部

地域福祉課

【注意事項】

- 1 公用車の使用に当たり、運行管理者の承認を得ずに運行している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

障がい福祉課

【指摘事項】

- 1 公金とすべき現金の取扱いに当たり、歳入歳出予算に計上せずに処理し、かつ、長期に保管していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 証明書の交付に当たり、手数料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみ旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。

7 保健所

企画総務課

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

生活衛生課

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

8 商工観光部

観光課

【指摘事項】

- 1 物品の購入に当たり、分割発注による少額随意契約の事例が見受けられたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 物品の購入に当たり、検収等の事務処理が遅延している事例などが多数見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 全額前金払いした補助事業の完了確認に当たり、精算が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 全額前金払いした業務委託の完了確認に当たり、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 日帰り旅行に当たり、決裁権者の決裁がない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 6 繰越調定に当たり、調定の日付に誤りがある事例、調定をせずに収入している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 業務に関する報告が期限内に行われていないもの
 - (2) 備品に関する報告及び事業報告書の提出が行われていないもの

9 農林部

農政課

【指摘事項】

- 1 業務委託の単価契約に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 物品購入契約事務に係る見積書の徴取に当たり、無効とすべき見積書を有効として取り扱

っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 補助金の交付に当たり、交付対象が重複している複数の要綱等が見られたので、当該要綱等を見直すなど、適正な事務の執行を求める。

飯岡農業構造改善センター

【指摘事項】

- 1 公の施設の使用料の徴収に当たり、許可の際に使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

10 建設部

用地課

【注意事項】

- 1 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - (2) 備品台帳に記載のないもの
- 2 公用車の使用に当たり、運行管理者の承認を得ずに運行している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

建築住宅課

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみ旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。
- 2 行政財産使用料の減免に当たり、減免及び減免の根拠について決裁文書に明記していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公用車の使用に当たり、独自の様式の記録簿を使用し、かつ、運行管理者の承認を得ずに運行している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

11 都市整備部

公園みどり課

【指摘事項】

- 1 業務委託の締結に当たり、分割発注により非効率な事務を行っている事例が見られたので、

適正な事務の執行を求める。

- 2 業務委託契約に当たり、無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 業務委託契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみ旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。
- 2 行政財産の使用の許可に当たり、総務部長の合議を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

建築指導課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり、週休日の振り替えにより新たに勤務することとなった時間帯の支給割合に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

12 玉山総合事務所

税務住民課

【指摘事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、利用料金の額について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

産業振興課

【指摘事項】

- 1 牧野使用料の算定に当たり、端数処理を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行及び還付処理を求める。
- 2 間伐材の払下げ及び販売業務委託の実施に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 決裁権者の決裁を得ていないもの
 - (2) 私人への歳入の収納又は徴収の委託に係る会計管理者への事前協議を行っていないもの
 - (3) 法令に定める告示・公表を行っていないもの
- 3 委託料の支出に当たり、既に支出済みの委託料を、契約終了後に受託者との合意も無く減

額し戻入させていた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- 4 公の施設の指定管理に当たり、条例に基づかない利用料金を採用している事例及び利用料金の額について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 手数料の徴収に当たり、申請の際に手数料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 6 公の施設の指定管理に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 7 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出があった際に、森林法に定める必要な調査を行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみ旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。
- 2 備品の管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 備品台帳に記載があるが、所在不明となっているもの
 - (2) 備品シールが貼付されていないもの
 - (3) 点検の計画と実施状況が一致していないもの
- 3 公の施設の指定管理に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 業務に関する報告が期限内に行われていないもの
 - (2) 備品に関する報告並びに事業計画書、収支計画に関する書類及び事業報告書の提出が行われていないもの
- 4 行政財産の使用許可に当たり、決裁権者の決裁及び総務部長の合議を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 業務委託契約に当たり、個人情報の保護のために受託者が講ずべき措置を明らかにせず、契約を締結していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

市民勤労者研修センター

【注意事項】

- 1 備品の管理に当たり、物品管理点検計画・実施結果報告書の作成及び点検が実施されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

13 国体推進局

指摘事項及び注意事項なし。

14 上下水道局

経営企画課

【指摘事項】

- 1 下水道使用料の徴収に当たり、使用料の算定誤りにより、徴収額に誤りのあるものが見られたので、適正な事務の執行を求める。

下水道施設管理課

【指摘事項】

- 1 下水道排水施設の占用料の減免に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 委託料を全額前払いした業務委託の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 業務委託契約の締結に当たり、契約書に仕様書が添付されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみ旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。

玉山事務所

【注意事項】

- 1 業務委託契約の締結に当たり、履行遅滞の場合の損害金を算定する割合の約定に誤りのある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

15 市立病院事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 旅費の算定に当たり、誤った旅行期間で宿泊料及び日当を算定していた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 旅行命令の取消しに当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 行政財産の使用料の算定に当たり、端数処理に不適切な事例が見られたので、適正な

事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約に当たり、仕様書に定められた現場責任者届の提出が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

医事課

【指摘事項】

- 1 業務委託契約に当たり、業務委託契約書の約定で禁止されている一括下請負をしている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託契約に当たり、仕様書で定められている点検項目が実施されないまま完了確認している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり、口頭のみ旅行命令を発し、日当を支給していない事例が見られたので、必要な予算措置をした上で、適正な旅行命令を発するよう求める。
- 2 業務委託契約に当たり、仕様書に定められた現場責任者届の提出が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 業務委託契約の締結に当たり、誤記のある見積書を受理している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

16 教育委員会事務局

学校教育課

【指摘事項】

- 1 費用弁償の支給に当たり、バス運賃の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 私有車の公務上の使用に関わって、次のような事例が見られたので適正な事務の執行を求める。
 - (1) 日帰り市内旅行に当たり、車賃を支給していないもの
 - (2) 市外の旅行に当たり、私有車を使用しているもの

【注意事項】

- 1 柴波町への日帰り旅行に当たり、日当を支給していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

歴史文化課

【指摘事項】

- 1 寄附の受領に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 行政財産使用料の算定に当たり、端数処理に不適切な事例及び共済基金分担金相当額を加算していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 公の施設の指定管理に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 被服等の貸与に当たり、対象以外の職員に対し、貸与している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 5 業務委託の変更設計に当たり、変更請負額の算定方法に不適切な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 6 施設修繕の契約に当たり、分割発注により非効率な事務を行っている事例が見受けられたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 公の施設の指定管理に当たり、基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 市有土地の貸付料の調定に当たり、歳入科目を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

17 教育機関

上田公民館

【指摘事項】

- 1 自家用電気工作物の保安管理業務委託に当たり、保安管理業務を行う者の身分確認を行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

飯岡地区公民館

【指摘事項】

- 1 公民館の使用料の徴収に当たり、定められた使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 備品の管理に当たり、所定の手続を経ずに廃棄を行っていた事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

(小学校・中学校・幼稚園・高等学校)

指摘事項及び注意事項なし。

18 公平委員会事務局

指摘事項及び注意事項なし。

19 農業委員会事務局

指摘事項及び注意事項なし。

平成 27 年度重点項目の監査結果概要について

平成 27 年度重点項目の監査結果概要について

次の事項を重点項目とし、行政監査的観点から監査を行った。

- (1) 使用料等の積算確認
- (2) 債権管理状況の確認
- (3) 日帰り旅行命令等の確認
- (4) 指定管理状況の確認
- (5) 備品及び薬品の管理状況の確認
- (6) 補助金交付事務の確認

【監査結果】

(1) 使用料等の積算確認について

- ・ 今年度の定期監査においては、使用料等の積算において、使用料等を徴収していない事例（2件）、積算方法に誤りがある事例（3件）、端数計算の方法に誤りがある事例（4件）が見られた。
- ・ 上記に関連して、使用料等の徴収時期の誤り（4件）；行政財産使用許可に係る総務部長合議が行われていない事例（4件）も見られた。
- ・ 特に行政財産使用許可等については、「平成27年度行政財産の使用許可等について」（平成27年2月管財課長通知）において、留意事項等が示されたところであり、今後において、条例等の制度を再確認のうえ、より適正に事務が行われるよう努められたい。

(2) 債権管理状況の確認について

- ・ 今年度の定期監査においては、不納欠損が計上されている一般会計の「使用料及び手数料」と企業会計の上下水道の債権管理の状況について、①前年度収入未済額の翌年度繰越が適正に行われているか、②管理システム化が導入されていない債権等について、滞納繰越整理簿等が適正に整備されているか、③督促・催告等不納欠損に至るまで徴収努力を尽くしているか、④不納欠損処分は適法かつ合理的に行われているか、を監査の着眼点として調査した結果、①で調定漏れの事例が1件見られたが、②から④については、適正に行なわれていると認められ、特に住宅使用料では③で訴訟手続きによる履行請求を行うなど公平性の確保と積極的な債権回収努力が図られ、使用料全般の決算でも徴収率の向上及び不納欠損額の減少が見られることを確認した。
- ・ なお、平成 25 年度から行っている担当課からの聞き取り調査では、廃棄物手数料、墓園使用料、住宅使用料は非強制公債権と位置づけているとの回答であったが、判例や学説の解

積の違いにより他都市では私債権としている事例もあり、当市の一部担当部署でも私債権と同様に欠損処理後も簿外管理しているなど、管理手法に違いも見られたことから、最近のすう勢や判例等の情報収集に努め、庁内統一見解のものと的確な法解釈と債権管理の事務執行に努められたい。

また、近年、首都圏の都市を中心に、私債権の適正管理と市民負担の公平性の確保を目的とした債権管理に関する条例制定の動きも見られており、これらについても調査研究されたい。

(3) 日帰り旅行命令等の確認について

- ・ 今年度の定期監査においては、口頭みの旅行命令を発し日当を支給していない事例（6件）、日当や車賃を支給していない事例（2件）、旅費の算定を誤った事例（1件）、決裁権者の決裁を得ずに公用車を運行している等の事例（2件）、私有車の公務上の使用に問題があった事例（2件）が見られた。
- ・ 日帰り旅行命令等については、全般的に適正な取扱いが定着していると認められるが、一部にまだ盛岡市旅費条例の認識不足等により、紫波町や岩手町への日当支給漏れ等の事例が複数確認されたところである。

今後においては、盛岡市旅費条例、盛岡市日額旅費及び市内旅行等の旅費に関する規則、公用車運行管理規程等も踏まえ、より一層適切な対応に努められたい。

(4) 指定管理状況の確認について

- ・ 指定管理においては、所管課及び指定管理者双方の認識不足が原因で、一部の施設において、基本協定で報告することと定められた報告書等を受けていない又は期限内に受けていない事例が見られたので、引き続き行政経営課通知「盛岡市における指定管理者制度の検証」（平成26年6月）等を踏まえた所管課と指定管理者双方の連携を一層強化し、適切な対応に努められたい。なお、市と指定管理者が協議して作成する緊急時等の対応に関するマニュアルを作成していなかった施設及び運営状況のモニタリング・評価の公表を実施していなかった施設はなかった。

(5) 備品及び薬品の管理状況について

- ・ 備品の管理については、「物品の適正な管理について（平成25年3月29日付け24盛財第258号財政課長通知）」を受けて、各課においては「物品管理点検計画・実施報告書」により毎年度保有する備品について点検等を行うこととされており、また、その通知を受けて「実施結果報告書の提出について（平成26年7月18日付け26盛会号外会計管理者依頼）」により、物品の管理に関する点検結果について会計管理者に報告することとなっている。
- ・ これについて、今年度の定期監査においては、備品の登録が適正に行われているか、物品管理点検計画どおりに備品の点検が行われているか等を着眼点として、備品や計画書及び報告書の現物を確認したところ、指摘事項はなく注意事項は次のとおりであった。

備品の所在が不明となっているもの（3件）

備品台帳に未登載の備品があるもの（2件）

備品シールが貼付されていない備品があるもの（1件）

適正な手続を経ず備品を廃棄していたもの（1件）

物品管理点検計画どおり点検が行われていないもの（1件）

物品管理点検計画及び実施報告書の作成及び点検が行われていない（1件）

- ・ 上記の財政課長通知が出されてから3年が経過しようとしているが、物品管理点検計画の作成、実施について形骸化しないよう今後も随時適切に指導されたい。また、このような一過性ではない全庁的に重要な通知については、執務便覧への掲載等により、いつでも誰でも確認できるようにしておくことが望ましい。
- ・ さらに、長期間使用せず今後も使用する見込みの無い備品については、速やかに返納の手続きを行い処分するよう努められたい。なお、処分に当たっては処分費用が伴うものもあるが、財政課長において不用の決定を受けたものについては、処分に関する必要な予算措置についても配慮されたい。
- ・ 学校等で管理している薬品については、指摘事項及び注意事項はなかった。これからも適正な管理に努められたい。

(6) 補助金交付事務の確認について

- ・ 今年度の定期監査結果においては、事業実績書等による精算確認事務が行われていないもの（2課3件）、要綱等において、補助対象要件が明確に規定されていないもの（1件）、補助金交付契約の締結に当たり、添付書類が不備なもの（1件）など計5件の改善すべき事例が見られた。
- ・ 補助金の精算が行われていない事例の原因は、事務処理を担当者に任せきりにしていたこと、及び全額を前払いしたため精算払いが発生せず、精算事務を失念したものと担当課では原因分析している。特に全額前払いする補助金交付事務に当たっては、同様のミスが生じる可能性が危惧されることから、今後は組織内で確実に相互チェックする体制を整備し、1人の職員にのみ任せることなく、より適正な事務処理に努められたい。
- ・ 要綱等において、補助対象要件が明確に規定されていない事例については、同一趣旨の補助金について要綱と要領が別々の係で作成されたことにより、同一団体が二重に補助金交付を受けることも可能となり得る内容となっていたものが見られた。

補助金交付の根拠となる要綱等の整備に当たっては、類似要綱等との整合性を組織内で十分に検討するとともに、既存の要綱等についても、補助目的等の精査も含め不断の見直しにより、適宜改善に努められたい。

定期監査（工事監査）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の一環として、土木・建築等工事の執行に関し、設計・施工等が効果的・合理的かつ適正に執行されているかについて、監査実施日現在で契約履行中の工事のうち、契約金額が3,000万円以上のもの等から、次の工事を抽出して工事監査を行った。

第1 監査の対象

1 盛岡市立高松小学校校舎耐震補強工事

- (1) 所 管 教育委員会事務局総務課
- (2) 契約金額 103,140,000円（消費税等込み）
- (3) 工 期 平成27年6月27日から平成28年3月16日まで
- (4) 請負業者 吉武建設株式会社
- (5) 工事場所 盛岡市上田堤二丁目31番12号
- (6) 工事概要 施工対象物の構造等
校舎棟1
鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 1,328㎡
校舎棟2
鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 1,315㎡
校舎棟3
鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 1,789㎡
工事内容
枠付鉄骨ブレース（12構面）、耐震スリット（47箇所）及び耐震補強工事に伴う内外改修工事、電気設備工事、機械設備工事、発生材処分
- (7) 進捗率 46.0%（平成27年11月19日現在）

2 （仮称）青山三丁目アパート新3号館建設（建築主体）工事

- (1) 所 管 建設部建築住宅課
- (2) 契約金額 467,640,000円（消費税等込み）
- (3) 工 期 平成27年7月1日から平成28年3月16日まで
- (4) 請負業者 建翔・司組 特定共同企業体
- (5) 工事場所 盛岡市青山三丁目11番地内
- (6) 工事概要 主体構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
住宅 2,031.11㎡
駐輪場 24.10㎡

物置 (36 戸) 77.26 m²

ゴミ置場 14.62 m²

(7) 進捗率 28.0% (平成 27 年 11 月 19 日現在)

3 鴨助堰排水区函渠設置その 3 及び都南中央処理分区第五工区污水管建設工事

(1) 所 管 上下水道局上下水道部下水道整備課

(2) 契約金額 81,216,000 (消費税等込み)

(3) 工 期 平成 27 年 5 月 21 日から平成 28 年 3 月 15 日まで

(4) 請負業者 株式会社石名坂

(5) 工事場所 盛岡市永井 20 地割地内

(6) 工事概要 線延長 L=120.96m

管延長 L=119.91m

函渠設置工 (□2,300×1,500) 90.96m

管渠工 (小口径推進高耐荷力泥土圧式 HP250mm) 30.00m

立杭工 1 基

マンホール工 1 式

地盤改良工 1 式

附帯工 1 式

(7) 進捗率 65.0% (平成 27 年 11 月 18 日現在)

4 盛岡城跡公園亀ヶ池棧橋及び歩道融雪設備設置工事

(1) 所 管 都市整備部公園みどり課

(2) 契約金額 90,720,000 円 (消費税等込み)

(3) 工 期 平成 27 年 7 月 15 日から平成 28 年 2 月 9 日まで

(4) 請負業者 株式会社司組

(5) 工事場所 盛岡市内丸地内

(6) 工事概要 棧橋工事

鋼桁製作・架設工 一式

床版架設工 452.00 m²

橋梁用高欄工 105.00m

融雪用平板ブロック舗装工 447.00 m²

融雪工事

ヒーティングユニット設置工 245.00 m²

アスファルト舗装工 70.00 m²

(7) 進捗率 50.3% (平成27年11月18日現在)

第2 監査の実施期間

平成27年11月18日及び平成27年11月19日

第3 監査の方針

工事の執行に関し、設計・施工等が効果的・合理的かつ適正に執行されているかに主眼を置いて実施した。

第4 監査の方法

工事監査は、その技術面の視点から監査を実施するものであり、高度の専門知識を必要とするため、土木工事については公益財団法人岩手県土木技術振興協会に、建築工事については公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を依頼し、その協力のもと、関係職員からの説明を受け、設計図書及び現場の施工状況等の具体的事項について監査を行った。

第5 監査結果

各工事とも、工事全体として技術的な支障は見られず、おおむね良好な施工状況と認められた。

財政援助団体等監査

第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、平成26年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

1 財政援助団体は、平成26年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち次の3団体とした。

- (1) あすを築く盛岡市民運動実践協議会（あすを築く盛岡市民運動実践協議会事業補助金）
- (2) 盛岡舟っこ流し協賛会（盛岡舟っこ流し事業費補助金）
- (3) 盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会（盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会活動事業補助金）

2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち次の1団体とした。

たまやま振興株式会社（たまやま振興株式会社出捐金）

3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき平成26年度において公の施設の管理を行わせているもののうち次の4団体（5施設）とした。

- (1) つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ（盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場）
- (2) 公益社団法人 盛岡市シルバー人材センター（盛岡市勤労福祉会館）
- (3) 特定非営利活動法人 いわてアートサポートセンター（もりおか町家物語館）
- (4) 蕨川地区活性化推進協議会（岩洞活性化センター）

第2 監査の実施期間

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 財政援助団体 | 平成28年1月21日から平成28年2月19日まで |
| 2 出資団体 | 平成28年1月28日から平成28年2月19日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 平成28年1月19日から平成28年2月19日まで |

第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

1 財政援助団体

補助対象事業の運営及び事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。

2 出資団体

事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。

3 公の施設の指定管理者

対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

第4 監査の方法

1 平成27年度財政援助団体等監査実施計画に従い、補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書及び附属書類を関係部課等に提出を求め、必要に応じて関係職員から説明聴取を行うなど、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常必要とされる監査手続によって監査した。

2 財政援助団体等に出向き当該団体の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等の説明を求めたほか、提示された会計処理に係る諸帳簿、証書類等の照合確認による検証を実施した。

3 監査に当たっては、次の点を重点項目とした。

(1) 財政援助団体

- ア 交付決定手続に関すること。
- イ 事務事業の執行に関すること。
- ウ 補助等に係る実績及び成果に関すること。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に関すること。
- イ 事業経営に関すること。

(3) 公の施設の指定管理者

- ア 条例等に関すること。
- イ 協定に関すること。
- ウ 管理費用に関すること。

第5 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその

要件が整っているものと認められた。

- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実向上に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

以上のことから、特に是正改善を要する事項は見受けられなかったが、財政援助団体等の一部には会計処理等について留意する事例が見られたので、事務処理に当たっては十分に注意されたい。

あすを築く盛岡市民運動実践協議会

- 1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市内丸12番2号

あすを築く盛岡市民運動実践協議会

会長 高橋 真裕

- 2 財政援助の目的

心のかよいあう住みやすいまちづくりのため、あすを築く盛岡市民運動実践協議会が行う市民運動事業により地域の連帯感の醸成を図り、官民一体の盛岡のまちづくりを推進するため同協議会が実効性のある活動を行うことができるよう補助するものである。

- 3 補助金額等

あすを築く盛岡市民運動実践協議会事業補助金

補助金額	申請年月日	交付決定年月日	交付年月日
1,471,000 円	平成26年6月6日	平成26年6月11日	平成26年6月23日 1,471,000 円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

盛岡舟っこ流し協賛会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市仙北三丁目7番15号

盛岡舟っこ流し協賛会

会長 佐藤 修

2 財政援助の目的

盛岡市指定無形民俗文化財であり、盛岡を代表する夏の風物詩であることから、毎年継続して実施することで盛岡のイメージアップを図り、観光客誘致にもつながるため、盛岡舟っこ流し協賛会が円滑に行事が行えるよう補助するものである。

3 補助金額等

盛岡舟っこ流し事業費補助金

補助金額	申請年月日	交付決定年月日	交付年月日
1,840,000 円	平成26年7月17日	平成26年8月1日	平成26年8月29日 1,840,000 円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会

1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市東見前1番地42

盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会

会長 藤沢 清美

2 財政援助の目的

盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会は、市内に所在する指定無形民俗文化財保持団体で構成される唯一の協議会で、郷土芸能フェスティバルの開催や後継者育成活動、普及活動などを行っており、文化財の保護活用を図ため、当協議会に対し補助金を交付するものである。

3 補助金額等

盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会活動事業補助金

補助金額	申請年月日	交付決定年月日	交付年月日
2,460,000 円	平成26年5月16日	平成26年5月27日	平成26年6月19日 2,460,000 円

4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

たまやま振興株式会社

1 出資団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市玉山区下田字生出893番地11

たまやま振興株式会社

代表取締役 工藤 久徳

2 出資の目的

農村資源を活用した都市との交流を推進し、地域活性化を図るとともに市民の保健及び保養と交流の場を提供する盛岡市総合交流ターミナル（ユートランド姫神）の管理運営を行うことを目的に設立された団体であることから、公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

3 出資金額等

たまやま振興株式会社出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成9年9月5日	平成9年9月5日	47,500,000 円	86.4 %

4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

なお、長期に延滞している利用料金の確実な収納に努めるとともに、経営状況分析を行い、さらなる経営改善に努められたい。

つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市繁字館市121番地1

つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループ

会長 つなぎ温泉観光協会 菊地 善雄

2 管理を行う公の施設

盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場

3 指定管理者による管理の目的

つなぎスポーツ研修センターは、スポーツに関する知識及び技術の習得並びに宿泊のための施設を提供することにより、スポーツを行うものの競技水準の向上を図るとともに、スポーツへの市民の参加を支援するための施設であり、つなぎ多目的運動場は、市民がスポーツを行ったり、又は観戦したりしながら、気軽にスポーツに親しむ場であり、スポーツ振興を推進する拠点となる体育施設あり、つなぎ温泉観光協会・いわてアスリートクラブグループを指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市つなぎスポーツ研修センター及び盛岡市立つなぎ多目的運動場指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
-------	-------	------

27,898,371 円	平成26年4月25日	6,311,371円
	平成26年6月20日	4,270,000円
	平成26年8月20日	4,270,000円
	平成26年10月20日	5,420,000円
	平成26年12月20日	3,695,000円
	平成27年2月20日	3,695,000円
	平成27年3月31日	237,000円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお、経理事務に当たり、財務状況の現状をより適切に把握できるよう、複式簿記による経理に努めるとともに、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】

指定管理施設の管理に当たり、施設内に指定を受けている旨及び利用料金についての掲示が行われていないので、適正な事務の執行を求める。

公益社団法人 盛岡市シルバー人材センター

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市紺屋町2番9号

公益社団法人 盛岡市シルバー人材センター

理事長 高松 則行

2 管理を行う公の施設

盛岡市勤労福祉会館

3 指定管理者による管理の目的

勤労福祉会館は、勤労者の教養及び文化の向上並びに健康の保持等のための便宜を供与し、勤労者の福祉の増進を図るため、公益社団法人盛岡市シルバー人材センターを指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

盛岡市勤労福祉会館指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
20,938,771 円	平成26年4月21日	3,991,072円
	平成26年6月10日	3,198,038円
	平成26年8月8日	2,831,368円
	平成26年10月10日	2,945,260円
	平成26年12月10日	3,463,981円
	平成27年2月10日	4,334,052円
	平成27年4月24日	175,000円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

特定非営利活動法人 いわてアートサポートセンター

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市肴町4番20号 永卯ビル3階

特定非営利活動法人 いわてアートサポートセンター

理事長 坂田 裕一

2 管理を行う公の施設

もりおか町家物語館

3 指定管理者による管理の目的

もりおか町家物語館は、歴史的町家の活用を通じた地域の活性化に資するため、町家及び市民の生活の推移に関する資料を展示し、及び市民の交流の場を提供する施設であり、特定非営利活動法人いわてアートサポートセンターを指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

もりおか町家物語館指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
25,610,574 円	平成26年8月15日	8,992,516円
	平成26年11月14日	8,447,678円
	平成27年2月13日	6,597,806円
	平成27年5月15日	1,572,574円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】

修繕料の精算に当たり、基本協定で定められている年間修繕料に生じた残額が返還されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

薮川地区活性化推進協議会

1 公の施設の指定管理者の所在地、名称及び代表者名

盛岡市玉山区薮川字末崎川39番地7

薮川地区活性化推進協議会

会長 鳴海 義則

2 管理を行う公の施設

岩洞活性化センター

3 指定管理者による管理の目的

岩洞活性化センターは、農村地域の活性化及び農業の振興を図るため、薮川地区活性化推進協議会を指定管理者とすることにより、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。

4 指定管理料等

岩洞活性化センター指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
-------	-------	------

9,672,422 円	平成26年4月30日	2,208,913円
	平成26年6月30日	1,500,000円
	平成26年8月29日	1,500,000円
	平成26年10月31日	1,600,000円
	平成26年12月25日	1,400,000円
	平成27年2月27日	1,400,000円
	平成27年4月10日	63,509円

5 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

【指摘事項】

- 1 岩洞活性化センターの使用許可に当たり、許可書を交付していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 利用料金の減免に当たり、基準に基づかずに減免を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 指定管理施設の管理に当たり、施設内に指定を受けている旨及び利用料金についての掲示が行われていないので、適正な事務の執行を求める。

住民監査請求監査

第1 請求件数 1件

第2 請求内容

- (1) 監査請求日 平成27年9月24日
- (2) 請求書提出者数 1者
- (3) 監査対象部局 不明
- (4) 請求趣旨

ア 自治体に関わる案内看板や図面において虚偽記載を排除する事務事業を実施してきたかを明らかにして欲しい。

イ 市道上の橋一号線について一部空洞陥没の成長を事前に予測できるデータを得ていたかを明らかにして欲しい。特に当該事件発生とほぼ同位置の範囲の42条2項指定について防災上の検討があったか否かを明確にして欲しい。

ウ 上の橋橋梁不具合認識の変遷と補修工事決定の推移及び公表への決定過程、周辺事情把握はどのようになってきたものか明らかにして欲しい。

第3 監査結果について

受理前却下（平成27年9月30日）

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する法的要件を具備しておらず不適法なものであり、これを受理せず却下する。

例月現金出納検査

第1 検査の対象

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の出納した現金及び現金出納に係る事務とする。

(一般会計、各特別会計、各基金、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計)

第2 検査の実施日

原則として毎月25日に検査を実施しており、平成27年度の実施日は次のとおりである。

4月24日、5月26日、7月1日、7月28日、8月25日、9月30日

10月29日、11月27日、12月25日、1月27日、2月26日、3月28日

第3 検査の方針

会計管理者、上下水道事業管理者及び病院事業管理者の出納した現金(歳計現金、歳計外現金、一時借入金、基金に属する現金をいう。以下同じ。)の現在高、出納関係諸表等の計数の正確性及び現金出納事務が適正に行われているかの検証に主眼を置いて実施した。

第4 検査の方法

1 検査の実施方法

検査資料及び関係職員等からの説明により実施した。

2 検査の予備調査

原則として検査当日の3日前に提出を求めた検査資料及び帳簿等により行い、上下水道事業管理者の現金の出納については検査前日に実施した。

第5 検査結果

1 収支の計数検査

(1) 会計管理者から提出された一般会計及び特別会計に属する歳計現金及び歳入歳出外現金等月計対照表並びに歳計現金及び歳入歳出外現金等現金出納状況調査表等の検査調書と出納関係の諸帳票・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

(2) 上下水道事業管理者から提出された水道事業会計及び下水道事業会計に属する試算表・資金予算書及び現金保管状況調等の検査調書と収支日計表・会計伝票(各勘定科目)・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

(3) 病院事業管理者から提出された病院事業会計に属する試算表・資金予算表及び収支金月

計表(現金保管)等の検査調書と収支日計表・会計帳票・証憑書類及び現金の現在高を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

2 証憑書類の検査

検査したところ、特に注意又は改善を要する事項はなかった。

決算審査及び基金運用状況審査

一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況

第1 審査の対象

- 1 平成26年度盛岡市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成26年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算
- 3 平成26年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算
- 4 平成26年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算
- 5 平成26年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算
- 6 平成26年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算
- 7 平成26年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算
- 8 平成26年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算
- 9 平成26年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算
- 10 平成26年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算
- 11 平成26年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計歳入歳出決算
- 12 平成26年度盛岡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算事項別明細書
- 13 実質収支に関する調書
- 14 財産に関する調書
- 15 基金運用状況調書

第2 審査の期間

平成27年7月14日から平成27年8月10日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに附属書類（以下「決算書類等」という。）が法令に準拠して調製されているか否かについて審査した。
- 2 決算計数の正確性の検証と予算が法令及び条例等に基づいて適正かつ効率的に執行されたか否かについて会計伝票，諸帳簿及び証書類等によって調査照合を行うとともに，定期監査及び出納検査の結果も参照し審査した。
- 3 審査に付された各基金については，運用状況調書，基金受払台帳，資金貸付簿及び証書類によって計数の正確性を調査照合し，かつ，運用の適否等を審査した。
- 4 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるなど，一般に公正妥当と認められる審査基準に準拠し，通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 決算書類等は、法令の規定に準拠して調製されているものと認められた。
- 2 決算書類等に記載の金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認められた。
- 3 予算執行状況については、おおむね適正であると認められた。
- 4 財産に関する調書に表示の公有財産、物品、債権及び基金の記載高は、財産台帳、関係書類等と適合し、正確であると認められた。
- 5 各基金は、各々設置の目的に沿って運用され、かつ、計数的に正確であり、その執行は適正であると認められた。

* 詳細については「平成 26 年度盛岡市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書 平成 26 年度盛岡市基金運用状況審査意見書」参照。

水道事業会計決算，下水道事業会計決算及び基金の運用状況，病院事業会計決算

第1 審査の対象

- 1 平成26年度盛岡市水道事業会計決算
- 2 平成26年度盛岡市下水道事業会計決算及び基金の運用状況
- 3 平成26年度盛岡市病院事業会計決算

第2 審査の期間

平成27年6月2日から平成27年8月25日まで

第3 審査の方法

- 1 当事業年度における各事業会計の決算報告書，損益計算書，剰余金計算書，剰余金処分計算書，欠損金処理計算書，貸借対照表，事業報告書及びその他の書類（以下「決算諸表」という。）が地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規定に準拠して作成され，かつ，企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか否かについて審査した。
- 2 各事業会計の総勘定元帳，補助簿及びその他諸帳簿と証拠書類によって調査照合を行うとともに，定期監査及び出納検査の結果も参照し，計数の正確性，会計の処理手続きの正否について審査した。
- 3 各事業会計の決算における予算執行の結果が，地方公営企業運営の基本原則に則り所期の目的を達成しているか否かについて審査した。
- 4 各事業会計の貯蔵品については，決算の実地たな卸に立会して実在の確認をするとともに，貯蔵品出納簿及び伝票類の記帳処理状況を調査した。
- 5 審査に付された基金については，運用状況調書，基金受払台帳，資金貸付簿及び証書類によって計数の正確性を調査照合し，かつ，運用の適否等を審査した。
- 6 その他必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに，一般に公正妥当と認められる審査基準に準拠し，通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 審査に付された各事業会計の決算諸表は，地方公営企業法及び関係法令並びに企業の財務に関する諸規定に準拠して作成されており，各事業会計の平成27年3月31日現在における財政状態及び同日をもって終わる事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。
- 2 各事業会計の決算は，計数的に正確であるものと認められた。
- 3 各事業会計の記録計算は，会計原則に従い適正であるものと認められた。

- 4 各事業会計の当事業年度における予算執行の結果は、地方公営企業運営の基本原則に則り、おおむね所期の目的を達成し、妥当に執行されたものと認められた。
- 5 各事業会計とも貯蔵品の経理は、適切であると認められた。
- 6 基金は、設置の目的に沿って運用され、かつ、計数的に正確であり、その執行は適正であると認められた。

* 詳細については「平成 26 年度盛岡市水道事業会計・下水道事業会計及び基金の運用状況・病院事業会計決算審査意見書」参照。

地方財政健全化法審査

財政健全化審査

第1 審査の対象

平成 26 年度健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率）並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成 27 年 7 月 27 日から平成 27 年 8 月 25 日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成 26 年度健全化判断比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成 26 年度健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど，通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 健全化判断比率は，法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成 25 年度健全化判断比率は，次のとおりである。実質赤字比率及び連結実質赤字比率は，一般会計等及び公営事業会計で実質黒字を生じていることから，数値は算出されないものである。

(%)

健全化判断比率	平成 26 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	11.2	25.0	35.00
将来負担比率	75.6	350.0	—

* 詳細については「平成 26 年度盛岡市財政健全化審査意見書」参照。

経営健全化審査

第1 審査の対象

平成 26 年度資金不足比率並びに当該比率の算定の基礎となる事項を記載した書類
(対象会計)

水道事業会計，下水道事業会計，病院事業会計，公設浄化槽事業費特別会計，
農業集落排水事業費特別会計，中央卸売市場費特別会計

第2 審査の期間

平成 27 年 7 月 27 日から平成 27 年 8 月 25 日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された平成 26 年度資金不足比率が法令等に基づき適正に算定されているか否かについて審査した。
- 2 平成 26 年度資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かについて審査した。
- 3 その他必要に応じて説明を求めるなど，通常必要とされる審査手続きによって審査した。

第4 審査結果

- 1 資金不足比率は，法令等に基づき適正に算定されているものと認められた。
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，適正に作成されているものと認められた。
- 3 平成 26 年度資金不足比率は，次のとおりである。資金不足比率算定の対象となるすべての公営企業会計において資金不足は生じておらず，数値は算出されないものである。

(%)

会 計	平成 26 年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	
病 院 事 業 会 計	—	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

* 詳細については「平成 26 年度盛岡市経営健全化審査意見書」参照。

包括外部監査

1 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成16年条例第9号）第2条の規定による包括外部監査

2 選定した特定の事件名（監査対象テーマ）

補助金等に関する事務の執行について

3 監査対象機関

危機管理防災課，消防対策室，市民協働推進課，文化国際室，くらしの安全課，スポーツ推進課，健康保険課，環境企画課，資源循環推進課，地域福祉課，障がい福祉課，子ども未来課，長寿社会課，介護保険課，商工課，企業立地雇用課，観光課，農政課，道路管理課，交通政策課，建築住宅課，公園みどり課，建築指導課，市街地整備課，玉山総合事務所総務課，産業振興課，国体推進局企画総務課，保健所企画総務課，健康推進課，保健予防課，中央卸売市場，給排水課，学務教職員課，学校教育課

4 監査の期間

平成27年5月22日から平成28年2月5日まで

5 包括外部監査人

公認会計士 佐藤 公哉

6 監査事務補助者

公認会計士 高橋 雄一郎

公認会計士 氏家 亮

公認会計士 武田 弘明

公認会計士 古川 直磨

7 監査結果の公表

平成28年2月8日

8 包括外部監査に係る法令等に基づく盛岡市監査委員の主な事務

- (1) 包括外部監査契約の締結に係る意見（法第 252 条の 36 第 1 項）
- (2) 包括外部監査人の監査の事務の補助者に係る協議及び告示（法第 252 条の 32 第 1 項, 第 2 項）
- (3) 盛岡市監査等実施計画の包括外部監査人への提出（法第 252 条の 30 第 2 項）
- (4) 包括外部監査対象事件等通知書の收受（法第 252 条の 30 第 1 項）
- (5) 包括外部監査結果報告書の公表（法第 252 条の 38 第 3 項）
- (6) 包括外部監査人の監査の事務の補助者の監査事務補助終了の通知に基づく告示（法第 252 条の 32 第 8 項, 第 9 項）
- (7) 包括外部監査結果報告書に基づく是正改善措置の通知に係る事項の公表（法第 252 条の 38 第 6 項）

* 詳細については、監査委員事務局ホームページ等において開示されている「平成 27 年度包括外部監査の結果報告書」参照。

* 包括外部監査人の選任及び包括外部監査契約等については、市長公室行政経営課において所掌している。

資料

平成 27 年度監査指摘事項・注意事項件数一覧表

	指摘事項		注意事項		合計	
	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度	27 年度	26 年度
定期監査（工事監査除く）	59	48	40	36	99	84
定期監査（工事監査）	0	0	0	1	0	1
財政援助団体等監査	5	0	0	1	5	1
合 計	64	48	40	38	104	86